

平成 28 年 2 月 26 日

厚生労働省 保険局医療課
課長 宮寄 雅則 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

Ⅲ-3 (重点的な対応が求められる分野/精神医療の推進-⑨)

専門的な児童・思春期精神科外来医療の評価にかかる 作業療法士の活用について < 要 望 >

平素から、リハビリテーション専門職団体、作業療法士の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成 28 年度の診療報酬改定において「児童・思春期の精神疾患患者に対する専門的な外来診療の機会を確保する観点から、20 歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法について、児童・思春期の患者に専門的な精神科医療を提供している保険医療機関を評価すること」が示されたことは、患者と家族への大きな利益につながる方針であると考えております。

当該施設基準の職種要件では、「常勤医師と経験 3 年以上の専任医師に加え、児童・思春期精神科に専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者」が示されておりますが、作業療法士におきましても資料の通り、現状の臨床でも作業という手段を用い、個別あるいは集団での関わりをもっている分野でございます。

具其他的には、年齢による制約のない精神科作業療法や精神科デイケアで、一部若年層を受け入れており、その中で作業療法士も多職種協働のチームにおいて児童・思春期の患者への対応を行ってきた状況があります。

このような経験のある作業療法士を多職種チームに加えることで、児童・思春期に精神的課題を抱える患者に、身体的側面からも心理的側面からも学習・遊びや集団活動という側面からもリハビリテーションを推進することは、児童・思春期にある患者の治療の円滑化や速やかな社会適応を目指すことができると考えられますので、何卒ご高配いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【要望案】 下記、施設基準 (1) の②に下線部の加筆を要望いたします。

[施設基準] 児童思春期精神科専門管理加算 1・2

(1) 以下を全て満たしていること。

①現に精神保健指定医であって、精神保健指定医に指定されてから 5 年以上主として児童・思春期の患者の精神医療に従事した経験を有する専任の常勤医師及び児童・思春期の患者の精神医療に従事した経験 1 年以上を含む精神科の経験 3 年以上の専任の常勤医師が、それぞれ 1 名以上勤務していること。

②児童・思春期精神科に専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者又は作業療法士が 1 名以上配置されていること。

③過去 6 ヶ月間に精神療法を実施した 16 歳未満の患者の数が、月平均 40 人以上であること。

以上